

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

境港市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

所在地を変更した施設の名称	所在地
境港市高松町会館	境港市高松町105